

一般財団法人地方競馬共済会定款

平成25年4月1日設定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人地方競馬共済会（以下「共済会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 共済会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告)

第3条 共済会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 共済会は、地方競馬の調教師、騎手及び厩務員並びにその遺族の共済事業を行い、もってその生活の安定と福祉の増進を図り、地方競馬の公正な運営とその健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 共済会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 調教師、騎手及び厩務員並びにその遺族に対し、必要な給付を行うこと
- (2) 調教師、騎手及び厩務員並びにその家族の福利厚生を図るため必要な施設の設置及び運営
- (3) 地方競馬教養センターに入所している騎手候補生であって経済的理由により履修に困難があると認められる者に対して、奨学金として学資を貸与し、又は履修の援助を行うこと
- (4) 各種の共済事業に関する調査研究
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共済会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内で行うものとする。

(事業の実施)

第6条 共済会は、前条第1号及び第3号の事業を実施するため、別に規程を定めなければならない。

2 前項の規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 給付の種類
- (2) 給付の額
- (3) 給付の方法及び異議の審査
- (4) 給付を受けることのできる者の範囲
- (5) 給付積立金の額
(事業年度)

第7条 共済会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第8条 共済会の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行時に基本財産として掲げる財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第9条 共済会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 財産のうち現金については、銀行等への預貯金、信託銀行への信託、及び国債、公債の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 基本財産は、これを処分若しくは除外し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の決議を経て、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を受けて、その一部を処分若しくは除外し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 共済会の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(借入金)

第12条 共済会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内においてその他の財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 共済会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の決議を経

て、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を受けて、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 理事長は、毎事業年度終了後、3箇月以内に、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 前各号に掲げるものの附属明細書

(5) 財産目録

(6) その他法令等で定められた書類

2 理事長は、理事会の承認を受けた前項の書類（前項第4号の書類を除く。）について、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の規定により承認を受けた書類のほか、監査報告を5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款を備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 共済会に、評議員9名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員は、共済会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 評議員に対するその職務を行うために要する費用の支給の基準
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分及び除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第4項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会として開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示

して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長はその請求があった日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。

4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対するその職務を行うために要する費用の支給の基準

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を

作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

- 第29条** 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第30条** 共済会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常任理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第197条において準用する第91条第1項第1号の代表理事とし、常任理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第31条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、共済会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第32条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、共済会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 4 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより共済会の業務を執行する。また、理事長に事故があるときは、その業務を代理し、副理事長が欠けたときは、その業務を代行する。
 - 5 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、共済会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の前任期は、現任者の任期の満了のときまでとする。ただし、監事についてはこの限りでない。

5 役員は、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 前項の場合には、評議員会の開催の10日前までに当該役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、評議員会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬等)

第36条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

(責任の一部免除)

第37条 共済会は、理事又は監事の一般社団・一般財団法人法第198条に

において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第39条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 共済会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第40条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2 理事会は、定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に、臨時理事会として開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 法令で定めるところにより、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき、又はその請求をした理事が招集したとき
- (3) 法令で定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又はその請求をした監事が招集したとき

(招集)

第41条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項の規定により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項の規定により理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
(決議)

第44条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。
(議事録)

第46条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 共済会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第16条第1項についても適用する。

(解散)

第49条 共済会は、基本財産の滅失による共済会の目的である事業の成功の

不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 共済会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

2 共済会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第51条 共済会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、共済会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 共済会の最初の代表理事（理事長）は、浮田秀則とし、業務執行理事（常任理事）は、東泉良明とする。